

利用料金のご案内

【通所リハビリテーション】

平成30年4月1日改定

介護老人保健施設合歓の木

○介護保険利用者負担金（2割負担の場合は2倍になります）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
〈通常規模型〉 通所リハビリテーション費	1時間以上2時間未満	329単位	358単位	388単位	417単位	448単位
	2時間以上3時間未満	343単位	398単位	455単位	510単位	566単位
	3時間以上4時間未満	444単位	520単位	596単位	693単位	789単位
	4時間以上5時間未満	508単位	595単位	681単位	791単位	900単位
	5時間以上6時間未満	576単位	688単位	799単位	930単位	1,060単位
	6時間以上7時間未満	667単位	797単位	924単位	1,076単位	1,225単位
	7時間以上8時間未満	712単位	849単位	988単位	1,151単位	1,310単位

加算費用の項目	単位	算定内容等
入浴介助加算	50単位 日	入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	330単位 月	新規に通所リハビリテーション計画を作成し、当該計画に従い、開始日から起算して1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	1,120単位 月	利用者もしくは家族がリハビリ会議に参加し、通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明をし、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の場合、1ヶ月に1回以上、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画の見直しを行った場合
	800単位 月	利用者もしくは家族がリハビリ会議に参加し、通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明をし、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合、3ヶ月に1回以上、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直ししている場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	1,220単位 回	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)の要件に適合し、通所リハビリテーションの質の評価データ収集事業に参加し、同事業で活用しているシステム(VIST)を用いて厚労省に提出している場合。(6月以内、3月に1回を限度とする)
	900単位 回	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)の要件に適合し、通所リハビリテーションの質の評価データ収集事業に参加し、同事業で活用しているシステム(VIST)を用いて厚労省に提出している場合。(6月以降、3月に1回を限度とする)
短期集中リハビリテーション実施加算	110単位 日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリ訓練を1回40分以上行った場合(週2回以上)
認知症 短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240単位 日	認知症であると医師が判断した方が、退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを行った場合(週2日を限度として)
認知症 短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	1,920単位 月	認知症であると医師が判断した方が、退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内の期間通所リハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを行った場合(週2日を限度として)
リハビリテーション提供体制加算	12単位 回	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅳ)までいずれかを算定し、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が当該事業所の利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上ある場合。 3時間以上4時間未満 12単位/回 4時間以上5時間未満 16単位/回 5時間以上6時間未満 20単位/回 6時間以上7時間未満 24単位/回 7時間以上 28単位/回
	16単位 回	
	20単位 回	
	24単位 回	
	28単位 回	
社会参加支援加算	12単位 日	通所リハビリテーション事業所がリハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合
若年性認知症受入加算	60単位 日	若年性認知症利用者に対してしてリハビリテーションを行った場合
栄養改善加算	150単位 回	栄養ケア計画を作成し管理栄養士等が栄養改善サービスを行った場合 3月以内の期間に限り、月2回を限度として加算
栄養スクリーニング加算	5単位 回	サービスご利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文章で共有した場合
口腔機能向上加算	150単位 回	口腔機能改善管理指導計画を作成し看護職員等が口腔機能向上サービスを行った場合、3月以内の期間に限り、月2回を限度として加算

重度療養管理加算	100単位	日	要介護3～5の方で、厚生労働大臣が定める状態の利用者に、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	20単位	日	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合
理学療法士等体制強化加算	30単位	日	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士を専従kつ常勤で2名以上配置している場合
事業所が送迎を行わない場合 (片道につき)	▲47単位	回	事業所が送迎を行わない場合、片道につき47円減算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位	日	介護職員のうち介護福祉士の資格保有者を50%以上配置の場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記単位数合計に47/1000を加算		

費用の項目	単位		備考
食事代	515円	日	昼食とおやつ費用 消費税を含んだ金額です
日常生活品費	103円 ※42円	日	おしぼり、タオル、ティッシュペーパー等の費用 消費税を含んだ金額です (※入浴されない方の金額です)
教養娯楽費	実費	回	クラブ活動等の材料費です
学習療法教材費	実費	月	くもん学習療法の教材費です
おむつ代	実費	枚	ご利用になった枚数分の費用です

利用料金のご案内

平成30年4月1日改定

(介護予防通所リハビリテーション利用)

○介護保険利用者負担金（2割負担の場合は2倍になります）

介護予防通所リハビリテーション費 1月につき	要支援1	要支援2
	1,712単位	3,615単位

費用の項目	単位		算定内容等
運動器機能向上加算	225単位	月	作業療法士等が運動器機能向上計画を作成し、運動器機能向上サービスを行った場合
リハビリテーションマネジメント加算	330単位	月	概ね3月ごとにリハビリテーション計画を更新し、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、従業者に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等を伝達した場合
若年性認知症利用者受入加算	240単位	月	若年性認知症の利用者を受け入れた場合
栄養改善加算	150単位	月	栄養ケア計画を作成し管理栄養士等が栄養改善サービスを行った場合
栄養スクリーニング加算	5単位	回	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文章で共有した場合
口腔機能向上加算	150単位	月	口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員等が口腔機能向上サービスを行った場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1	72単位(月)	介護職員のうち介護福祉士の資格保有者50%以上配置の場合
	要支援2	144単位(月)	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記単位数合計に47/1000を加算		

○その他の利用料金

費用の項目	単位		備考
食事代	515円	日	昼食とおやつ費用 消費税を含んだ金額です
日常生活品費	103円 ※42円	日	おしぼり、タオル、ティッシュペーパー等の費用 消費税を含んだ金額です(※入浴されない方の金額です)
教養娯楽費	実費	回	クラブ活動等の材料費です
学習療法教材費	実費	月	くもん学習療法の教材費です
おむつ代	実費	枚	ご利用になった枚数分の費用です